



報道資料

平成30年11月13日
中国電力株式会社

中国エリアにおける再生可能エネルギーの設備量増加に伴う 発電事業者への優先給電ルールのお知らせについて

中国エリアにおいては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」施行以降、再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電設備の導入が増加し、太陽光発電設備および風力発電設備の接続済み設備量の合計は、平成30年10月末で451万kWとなっております。

このような再エネ発電設備の増加に対し、当社は、電力広域的運営推進機関が策定した「優先給電ルール」に基づき、中国エリアに接続している火力発電設備の出力抑制や揚水発電設備の運転、また、連系線を活用した広域的な系統運用等により、中国エリアの需給バランスの維持に努めてまいります。

これらの対策を行ってもなお、供給力が需要を上回る場合には、電力の安定供給を維持する観点から、同ルールに基づき、再エネ発電設備等の出力抑制を行う必要があります。

このため、当社は、火力・バイオマス・太陽光・風力の各発電事業者の皆さまに、出力抑制にご対応いただく具体的な内容につきまして、今年度内を目途に書面の送付など準備を進めていくこととしました。

当社といたしましては、引き続き、電力の安定供給に万全を期しながら、再エネの最大限の活用と導入に努めてまいります。

(添付資料)

別紙1：中国エリアにおける再生可能エネルギーの導入状況と需給状況について

別紙2：優先給電ルールおよび同ルールに基づく発電事業者さまの対応内容について

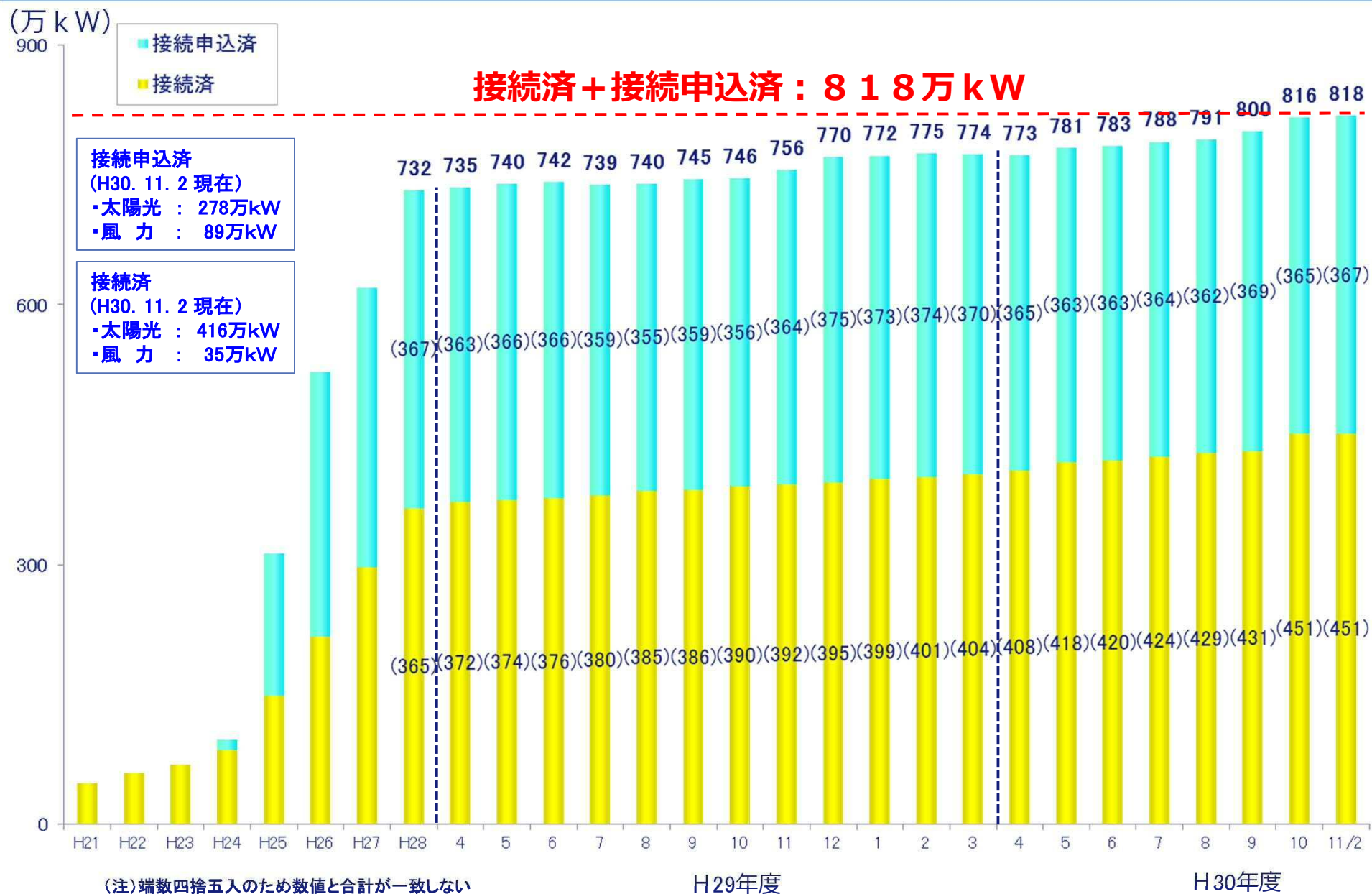
以上

中国エリアにおける再生可能エネルギーの 導入状況と需給状況について

平成30年11月13日

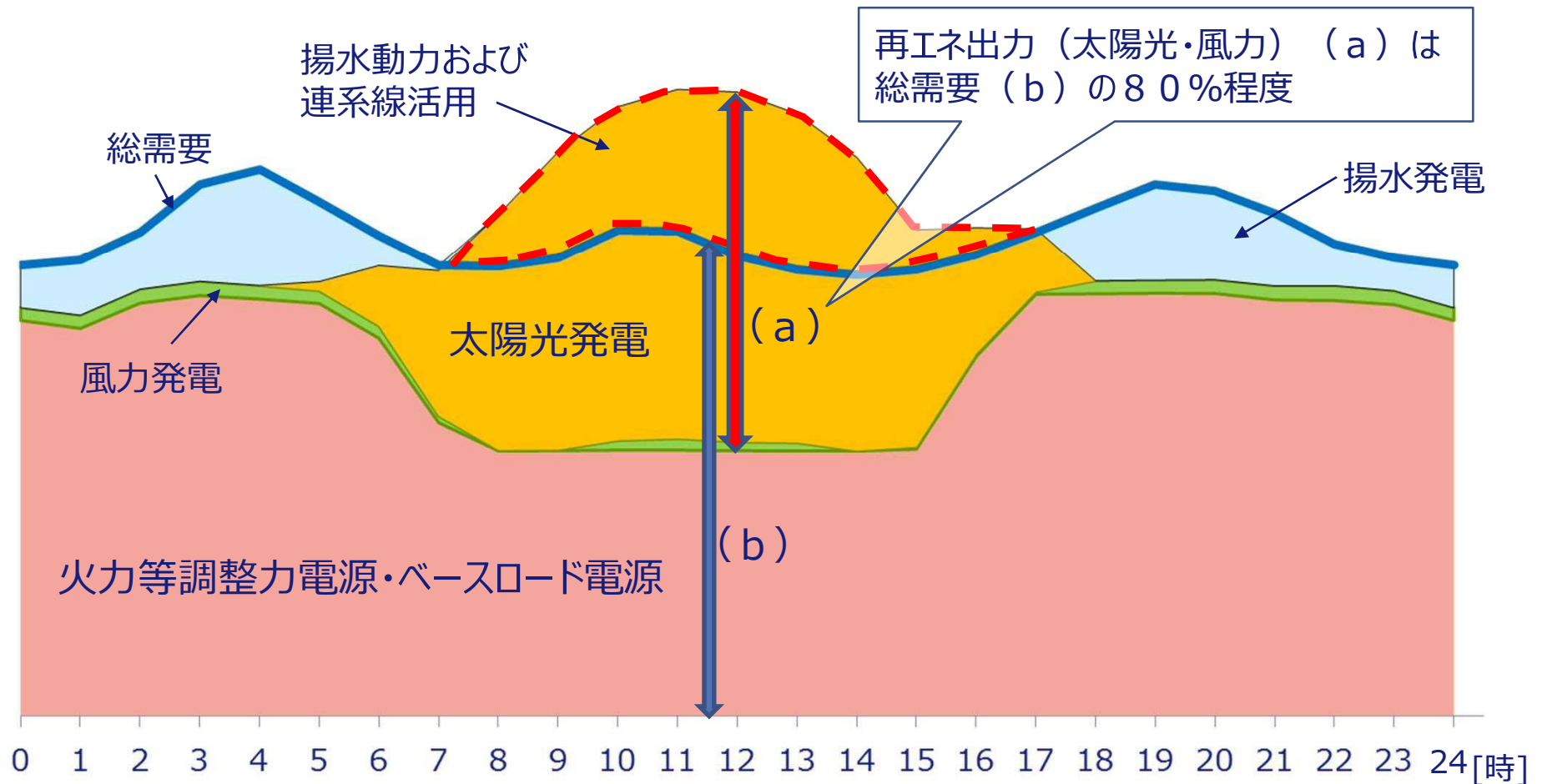
中国電力株式会社

1. 太陽光・風力発電(合計)の導入状況(平成30年11月2日時点)



2. 需給バランスのイメージ(2019年度GW)

- 太陽光・風力発電の導入進展により、2019年度GWにおける太陽光発電の出力は、最大で総需要の80%程度に達する見通しです。
- 当社では、中国エリアにおける火力電源の抑制や、揚水発電所の揚水運転、また連系線の活用等により、需給バランス維持に努めます。





優先給電ルールおよび同ルールに基づく 発電事業者さまの対応内容について

平成30年11月13日

中国電力株式会社

1. 優先給電ルールおよび出力制御の順番について

- 電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」（経済産業省が認可）に定められている優先給電ルールでは、需要と供給のバランスを一致させるために、需要の変動等に応じて、稼働中の電源等に対する出力制御の条件や順番を定めています。
- 下記の1～5までの措置を行っても、中国エリアの余剰電力が解消されないことが見込まれる場合には、太陽光・風力の出力制御を行います。

優先給電ルール	
出力制御等の順番	1 一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力(火力等)(電源Ⅰ)及び一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電等(電源Ⅱ)の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転
	2 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等(電源Ⅲ)の出力抑制
	3 連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）
	4 バイオマス専焼電源の出力抑制（地域資源バイオマス電源※を除く）
	5 地域資源バイオマス電源の出力抑制（燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く）
	6 自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制
	7 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示（緊急時の広域系統運用）
	8 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く）および地熱発電所）の出力抑制

※地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備

2. 太陽光・風力事業者さまの制御区分について①

- 契約申込の受付日や発電設備の設備量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

<太陽光発電事業者さま>

		旧ルール	新ルール		指定ルール
30日等出力制御枠 (660万kW)の内訳		235万kW	425万kW		— (660万kW超過分)
契約申込の受付日		2015.1.25まで	2015.1.26 ^{※1} ~ 2015.3.31 ^{※2}	2015.4.1~ 2018.7.11 ^{※3}	2018.7.12以降
無補償での出力 制御上限	10kW未満	(出力制御対象外)	(出力制御対象外)	下記同様の出力制御 対象となるが、10kW 以上の出力制御後に 行う	同左
	10kW以上 50kW未満			年間360時間	
	50kW以上 500kW未満		年間360時間		無制限
	500kW以上	年間30日			

※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における50kW未満の経過措置期間の終了日

※3 30日等出力制御枠の660万kWに到達した日

2. 太陽光・風力事業者さまの制御区分について②

- 契約申込の受付日や発電設備の設備量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

<風力発電事業者さま>

・出力制御方式は、国の新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（第7回）にて了承された部分制御考慮時間※による出力制御（方式：JWPA方式）の上限は720時間となります。

※例えば上限出力を70%として1時間の出力制御を実施した場合、0.3時間制御とカウント

		旧ルール	新ルール		指定ルール
30日等出力制御枠 (109万kW)の内訳		47万kW	62万kW		— (109万kW超過分)
契約申込の受付日		2015.1.25まで	2015.1.26 ^{※1} ~ 2017.3.6 ^{※2}	2017.3.7 ^{※3}	2017.3.8以降 ^{※4}
無補償での出力 制御上限	20kW未満	(出力制御対象外)	(出力制御対象外)	年間720時間	無制限
	20kW以上 500kW未満		年間720時間		
	500kW以上	年間720時間 ^{※5}			

※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における20kW未満を対象外とする特例措置の終了日

※3 当社が指定電気事業者指定された日

※4 30日等出力制御枠の109万kWに到達した日

※5 日本風力発電協会が推奨するエリア一括の出力制御方式（JWPA方式）での実施

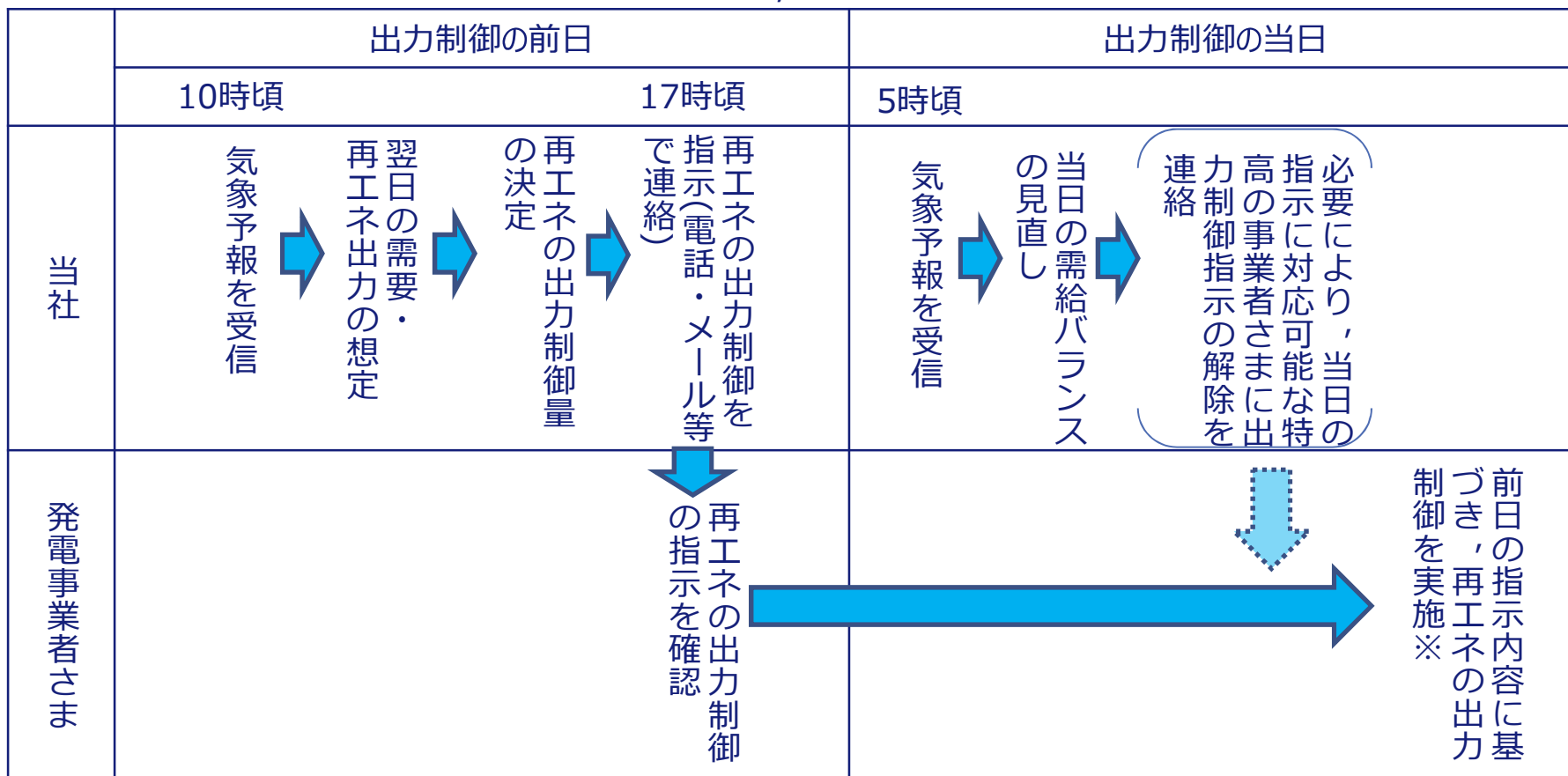
2. 太陽光・風力事業者さまの制御区分について③

<出力制御グループ>

- 対象となる事業者さまを、抑制区分や区分内の設備量等により、複数のグループに分け、グループ単位で出力制御を実施します。(複数のグループを同時に出力制御する場合があります)

3. 出力制御の指示・実施スケジュールについて①

- 翌日の需要や再エネ出力の想定結果等をふまえ、出力制御を実施する場合には、制御日の前日17時頃に、制御対象となる発電事業者さまに指示を行います。
- 制御日当日は、前日の指示内容に基づき、出力制御を実施していただきます。
(当日の指示に対応可能な特高の事業者さまには、出力制御の解除連絡を行う場合があります。)



※ 当社からの当日の指示に対応可能な特高の事業者さまのうち、前日指示した当日の出力制御開始時刻までに、当社より出力制御指示の解除連絡があった場合を除く

(注) 出力制御の指示・実施スケジュールについては、今後見直す可能性があります。

3. 出力制御の指示・実施スケジュールについて②

- 発電事業者さまには、当社からの出力制御の指示に対し、発電設備の操作方法（現地操作または自動制御）により、以下のとおり、対応をお願いいたします。

	連絡方法		事業者さまの対応
	前日	当日	
現地操作 (手動)	前日17時頃までに翌日の出力制御の実施を電話・メール※1にて指示	(基本的に当日の指示は行いません) ※2	出力制御指示に基づき発電停止・運転操作を実施ください
自動制御 (出力制御機能付PCS等)	前日17時頃までに翌日の出力制御の実施をホームページへ掲載	—	— (出力制御機能付PCS等への制御信号による自動制御)

※1 自動電話・メールによる出力制御指示を行いますので、必ず受信できる電話番号・メールアドレスを事前に登録させていただきます。

※2 当日の指示に対応可能な特高の事業者さまには、必要に応じて出力制御指示を解除させていただく場合があります。

4. 各発電事業者さまへのお知らせについて

- 発電事業者さまには、各発電事業者さまが出力制御にご対応いただく具体的な内容をご連絡するダイレクトメールを、今年度内を目途に順次送付させていただく予定です。
- 発電事業者さまにおかれましては、当社からのダイレクトメールをお待ちいただきますよう、お願いいたします。